

金沢市設計業務公募型プロポーザル方式実施要綱

平成 21 年 4 月 15 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建築物及び土木に関する工事の設計を目的とする業務（以下「設計業務」という。）について、公募型プロポーザル方式を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「公募型プロポーザル方式」とは、公募により技術提案書の提出を求めて、当該提出に係る技術提案書の審査及び評価を行い、その結果をもとに最も適したものを特定する方式をいう。

(対象となる設計業務)

第 3 条 市長は、次に掲げる設計業務（当該設計業務に係る契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約に該当するものに限る。）のうち、本市の文化若しくは歴史又は周辺の景観との調和を考慮する必要があると認める設計業務で、予定価格がおおむね 5,000 万円以上のもの（基本設計業務のみを発注する場合で、当該基本設計業務に続く実施設計業務を当該基本設計業務の契約の受託者に随意契約をする予定があるときは、当該基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格との合計額がおおむね 5,000 万円以上のもの）を公募型プロポーザル方式の実施の対象とすることができる。

- (1) 高度な専門的知識若しくは技術又は特殊な技術若しくは豊かな経験を必要とする設計業務
- (2) 当該工事の計画から設計まで一貫して発注する設計業務
- (3) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務
- (4) その他市長が必要があると認める設計業務

(実施対象案件の決定)

第 4 条 市長は、前条に規定する設計業務を発注しようとするときは、あらかじめ、金沢市入札契約手続審査委員会（金沢市契約規則（平成15年規則第 1 号）第 50 条に規定する金沢市入札契約手続審査委員会をいう。以下同じ。）の審議を経て、当該設計業務を公募型プロポーザル方式の実施の対象とするものの適否を決定するものとする。

(選定委員会の設置)

第5条 市長は、前条の規定により当該設計業務を公募型プロポーザル方式の実施の対象に決定したときは、速やかに当該設計業務の案件ごとに、選定委員会を設置するものとする。

2 選定委員会は、委員5人以上で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、当該設計業務の内容等を考慮のうえ、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 設計業務等に関し専門性を有する者

(3) 本市の職員

(4) その他市長が必要があると認める者

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該選定委員会の設置に係る設計業務の案件に関する審議等が終了する日までとする。

(選定委員会の業務)

第6条 選定委員会は、公募型プロポーザル方式の実施に当たり、次に掲げる事項に関する審議等を行う。

(1) 公募資格要件の設定

(2) 公募型プロポーザル方式の実施に係る要領（以下「実施要領」という。）の作成

(3) 参加表明書の提出者のうちから技術提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の設定

(4) 技術提案書の提案項目の設定

(5) 技術提案書を特定するための評価基準の設定

(6) 技術提案書の提出を依頼する者の選定

(7) 技術提案書の特定

(8) その他市長が必要があると認める事項

2 選定委員会の庶務は、当該設計業務の案件を所管する課が行うものとする。

(参加表明者の公募)

第7条 市長は、公募型プロポーザル方式の実施の対象に決定した設計業務の発注に当たっては、当該設計業務の案件ごとに、次に掲げる事項を掲示、インターネットその他の方法により公告し、公募型プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）を公募するものとする。

- (1) 設計業務の名称、内容及び履行期限
 - (2) 公募資格要件
 - (3) 実施要領の交付の期間、場所及び方法
 - (4) 設計業務を所管する課の名称
 - (5) 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
 - (6) 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (7) 技術提案書を特定するための評価基準
 - (8) その他市長が必要があると認める事項
- (参加表明書の提出)

第8条 市長は、技術提案書の提出者を選定するため、参加表明者から参加表明書その他市長が必要があると認める書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求めるものとする。

(技術提案書の提出者の選定)

第9条 市長は、参加表明者から参加表明書等が提出されたときは、技術提案書の提出者の選定に関し、選定委員会に諮るものとする。

2 選定委員会は、選定基準に基づき、参加表明者から提出された参加表明書等を審査のうち、当該参加表明者のうちから技術提案書の提出者として適する者を選定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき選定された参加表明者に対し、技術提案書の提出の要請（以下「選定通知」という。）を行うものとする。

(非選定理由の説明)

第10条 市長は、技術提案書の提出者として選定しなかった参加表明者に対し、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、選定通知と同時に行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の日数は、参入しない。）以内に、書面により、市長に対し非選定理由についての説明を求めることができる。

3 市長は、非選定理由についての説明を求められたときは、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、書面により回答

するものとする。

4 前3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。

5 第1項の規定による通知には、第2項に規定する事項及び選定基準のいずれの基準項目に該当しないため選定されなかったかを明記しなければならない。

(技術提案書の提出者の選定手続の省略)

第11条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第9条の規定による選定委員会の選定によることなく、参加表明書の提出者全員に対し、技術提案書の提出の要請を行うことができる。

(技術提案書の特定)

第12条 市長は、技術提案書が提出されたときは、技術提案書の特定に関し、選定委員会に諮るものとする。

2 選定委員会は、評価基準に基づき、提出された技術提案書を審査のうえ、当該技術提案書のうちから設計業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき特定された技術提案書について、金沢市入札契約手続審査委員会の審議を経て、技術的に最適な技術提案書であることを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該決定をした技術提案書の提出者に対し、技術提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第13条 市長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書として特定されなかった者に対し、その者から提出された技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、特定通知と同時に行うものとする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、非特定理由の通知を受けた者が市長に非特定理由についての説明を求める場合について準用する。

3 第1項に規定する事項及び前項において準用する第10条第2項及び第3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。

4 第1項の規定による通知には、第2項において準用する第10条第2項に規定する事項及び技術提案書を特定するための評価基準のいずれの基準項目に該当しないため特定されなかったかを明記しなければならない。

(実施上の留意事項)

第14条 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

2 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に返却しないものとする。

3 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。